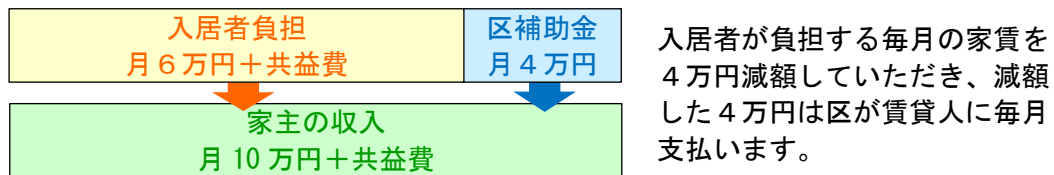


～ すみだすまい安心ネットワーク ～

家賃低廉化補助のご案内

すみだすまい安心ネットワーク事業では、高齢者・障害者・ひとり親・子育て世帯等の住宅確保要配慮者が入居する「居住サポート住宅」の家賃の一部を補助する「家賃低廉化補助」を実施しています。家賃低廉化補助は、月額家賃を減額していただき、その減額分を区が賃貸人（家主又は不動産店）の方に補助金として毎月交付するものです。

<例> 家賃 10 万円+共益費の住宅 に 区が4 万円を補助する場合



【補助金の内容】

補 助 額		月額最大 4 万円（補助対象住宅の家賃の額から公営住宅並み家賃の額を控除して得た額）		
補 助 期 間		1 0 年間（ただし、当該住戸の補助総額が 480 万円に達するまで延長可能）		
補助対象者		居住サポート住宅の賃貸人（家主又は不動産店）		
補助開始月		賃貸借契約開始日が月の初日の場合は当月分から、月の初日以外の場合は翌月分から開始		
補助要件（全ての要件を満たしていること）	入居者	1 高齢者（6 0 歳以上）、障害者、子育て・ひとり親（子どもは 1 8 歳の誕生日の年度まで）、被災者、DV 被害者等、住宅確保要配慮者に該当する世帯であること。		
		2 世帯の年間所得の合計及び対象世帯が下表のいずれかに該当すること。		
		世帯の年間所得合計	対 象 世 帯	備 考
		1,896,000 円以下	・ 1 に該当する世帯全て	
		1,896,001 円 ～2,568,000 円	・子育て世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る） ・ひとり親世帯	補助期間は 最長6年間 になります。
			・新婚世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る）	補助期間は 最長3年間 になります。
		2,568,001 円 ～3,108,000 円	・同居する子どもが3人以上いる子育て世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る） ・同居する子どもが3人以上いるひとり親世帯	補助期間は 最長6年間 になります。
		3 区内に引き続き 1 年以上居住していること。 更に外国人の場合は継続して在留資格を有していること。		
		4 常時介護を要しない程度（障害により常時介護が必要な者で、その状況に応じた介護を受けられる場合は可）に自立した生活が可能であること。		
		5 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等で公的な家賃の助成を受けていないこと。		
6 暴力団員でないこと。				

	賃 貸 人	1 補助対象の住宅には、公募により決定した住宅確保要配慮者を入居させること。 2 入居者から3か月分を超える額の敷金を徴収しないこと。
--	-------------	---

【補助金の手続方法】

入 居 初 年 度	1 賃貸借契約締結後、賃貸人の方は次の書類を区に提出してください。 ① 家賃低廉化補助金交付申請書 ② 家賃低廉化補助金請求書 ③ 口座振替依頼書(区に初めて口座を登録するとき) ④ 住宅確保要配慮者確認書 ⑤ 賃貸借契約書の写し ⑥ 世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されたもの、個人番号の記載なし) ⑦ 住民税課税(非課税)証明書、確定申告書の控え、源泉徴収票等の世帯の前年の収入を確認することができる書類 ⑧ 外国人、障害者、ひとり親、被災者、DV被害者、新婚世帯等に該当する場合、それらを確認することができる書類 ※ ①、②、③、④の様式は事前に区からお送りします。 2 区が提出書類を審査の上、補助金の交付決定を行います。交付決定後、賃貸人の方に交付決定通知書をお送りします。 3 補助金は、翌月の家賃分を毎月25日までに指定の口座へ振り込みます。ただし、4月分については年度が替わることから、旧年度である3月に支払うことができないため、<u>新年度の4月20日までに4～5月分を振り込みます。</u>また、初回の支払については、交付決定時期により支払時期が後ろにずれ込む可能性があります。 ※ 支払は月払い以外の方法(年1回払い、四半期(3か月毎)払い等)も可能です。
入 居 翌 年 度 以 降	1 <u>翌年度の補助金継続の手続は毎年3月に行います。</u>区から手続の案内の通知が届きましたら、賃貸人の方は次の書類を区に提出してください。 ① 家賃低廉化補助金交付申請書 ② 家賃低廉化補助金請求書 ③ 賃貸借契約書(前回の交付申請以降に更新があった場合) ※ 入居者の所得が補助要件を満たしているか否かは、毎年9月頃に区が入居者に直接確認をします。確認の結果は賃貸人の方にもお知らせします。 2 区が提出書類を審査し、補助要件を満たしていれば交付継続となります。その際は賃貸人の方に交付決定通知書をお送りします。<u>補助要件を満たしていない場合、翌年度は補助停止となり、入居者は減額前の本来家賃を支払うことになります。</u>

＜注 意＞ 入居者の退去や居住サポート住宅の認定取消等で補助金が交付対象外となった場合、過払いが発生した分は区に返還していただくことになります。

【お問い合わせ先】

墨田区 都市計画部 住宅課 居住支援担当
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
電話：03-5608-2816（直通）
メールアドレス：juutaku@city.sumida.lg.jp